

## ◇ 令和8年度 北島町浄化槽設置整備事業補助金

令和8年度より、環境課(役場2階)で受付いたします

補助種別	人槽	補助限度額(円)
注1) 転換	5人槽	332,000
	7人槽	414,000
	10人槽	548,000
宅内配管		330,000
注2) 撤去		150,000
注3)木造住宅耐震化促進事業併用加算		50,000



注1)・環境配慮型浄化槽の設置が補助対象となります。

※「環境配慮型浄化槽」の適合機種は、一般社団法人浄化槽システム協会ホームページからご確認ください。

・原則として、既設単独槽又はくみ取り槽の撤去を伴う転換が対象ですが、既設槽撤去により家屋倒壊等の恐れがある場合(様式第13号)や有効活用する場合は申請時にお伝えください。

注2)・撤去補助を受けるには、既存槽を完全に撤去する必要があります。

注3)・木造住宅耐震化促進事業(耐震改修、シェルター設置)と同時に行う転換に加算します。

## ◇ 申請受付期間

令和8年4月1日(水)～12月28日(月)

ただし、予算がなくなり次第受付は終了します。

## ◇ 補助金交付申請の手続き

### 1. 補助金交付申請書(第1号様式) <工事着手前(既存槽の撤去前)に提出して下さい>

- ・令和8年度の補助申請受付期間: 令和8年4月1日(水)～12月28日(月)
- ・木造住宅耐震化促進事業(担当課:危機情報管理課)は5月中に受付開始予定です。浄化槽分は4月より環境課にて受付可能です。
- ・浄化槽工事、既設槽撤去、宅内配管の着手後に申請をしても、補助の対象にはなりません。

### 2. 補助金交付決定通知

(決定後郵送)

- ・交付決定まで2週間程度かかります。
- ・変更が生じた場合は変更申請(第4号様式)をして下さい。
- ・変更・廃止届は必ず令和9年1月29日(金)までに提出して下さい。

### 3. 浄化槽設置工事着工～完了

### 4. 実績報告書(第6号様式)提出

<実績報告書は令和9年3月31日(水)までに提出して下さい>

- ・令和9年3月31日までに工事が完了しない場合(使用開始できない等)、実績報告書が提出できない場合は、補助金の交付ができません。

### 5. 補助金交付額確定通知

(確定後郵送)

### 6. 補助金交付請求書(第9号様式)提出

- ・本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード等)の写しが必要となります。

### 7. 補助金交付(口座振込)

◎詳細については『北島町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱』に記載しています。

### 注)補助対象外となる区域について

下記区域は補助対象地域から除かれます。

- ・公共下水道事業認可区域

※補助対象地域内においても専用住宅用以外等については対象外となります。  
(店舗のみ、建売り、賃貸目的などは補助対象外です)

〔 ご不明な点、ご質問がありましたら 北島町役場 環境課まで  
お問い合わせください。 TEL:698-9813 FAX:698-3642 〕

## 浄化槽の有効活用事例



不要となった浄化槽を処分せず、有効活用している事例をご紹介します。

浄化槽の清掃・改造、雨水の集排水管を設置することで雨水貯留槽として利用することができます。

- ・ 雨水の有効利用  
貯留した雨水は主に庭への散水や災害時の非常用水等として利用されています。

### 期待できる効果

#### 節水効果

雨水を貯めることで、庭への散水や洗車に利用でき、節水効果が期待できます。

#### 非常用水

大地震や渇水が起き、一時的にトイレが使用できなくなった場合、トイレの洗浄水として活用することができます。

#### 川の氾濫防止

降雨時に下水道管や河川へ流れ出る雨水の量を減らすことで、川の氾濫や浸水防止に役立ちます。

#### 防火水槽

火災が発生したときの消火に使用することができます。



- ・ 雨水貯留槽への改築直後は雨水に臭いが残ることがあります。
- ・ 屋根などの清掃や大雨の後には、雨水貯留槽に砂やごみなどが入るおそれがありますので、貯留槽流入前にフィルターを設けたり、定期的に清掃することが望ましいです。